

◎佐賀県条例第29号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例及び佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
 (佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例(平成19年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が留学費用を負担して実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。 3・4 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が留学費用を負担して実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して規則で定めるものをいう。 3・4 略</p>

(佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年佐賀県条例第51号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p>	<p>(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例第2条第2項に規定する留学には、第1条の規定による改正前の同条例第2条第2項に規定する留学（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。
（佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例第4条に規定する教育施設には、第2条の規定による改正前の同条例第4条第2号に掲げる教育施設を含むものとする。